

## 職員の懲戒処分について

文化財課において不適正事務処理を行った職員に対し、地方公務員法第 29 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 3 号の規程により、本日付で次のとおり処分を行いました。

### 1 被処分者及び処分内容

所属	職名・職位	年代	処分内容
教育委員会事務局	事務職員	50 代	停職 3 箇月
都市経営局	事務職員（課長級）	50 代	減給 1/10 1 箇月
教育委員会事務局	事務職員（部長級）	60 代	戒告
戸塚区	事務職員（課長級）	50 代	戒告
教育委員会事務局	事務職員	50 代	戒告

### 2 事件の概要

平成19年8月に匿名の投書があり、以後、教育委員会事務局内の調査や外部委員の助言・指導などを通じて、事実の解明に努めたところ、文化財課において刊行物が発行されていないなどの不適正な事務処理が行われていたことが判明しました。

### 3 人事的措置

次の者に対して文書訓戒などの人事的措置を行いました。

区局長級 1 人  
課長級 4 人  
係長級 3 人  
職員 2 人